



## 茨城県建築基準法等施行細則の一部改正の概要

### 1 改正理由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく定期調査報告における調査項目等を定めた建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号。以下「告示」という。）の一部改正等に伴い、所要の改正をするもの

### 2 改正内容

#### (1) 特定建築物に係る定期調査報告の調査項目の付加<第 5 条>

ア 告示の一部改正等により、建築物に設置した常時閉鎖式防火扉は、毎年の報告が必要となる防火設備の定期検査報告の調査項目とされたが、報告者の負担軽減を図るため、現在の報告方法と同様の取扱いとなるように、3 年毎の報告である特定建築物の定期調査報告の対象として、常時閉鎖式防火扉の調査項目等の判定基準を指定する。

イ 告示の一部改正により、特定建築物の定期調査報告から建築設備の調査項目の一部が除かれることとなったことに伴い、当該設備の安全性を引き続き確認するため、現在の調査項目と同様となるように、建築設備の調査項目等の判定基準を指定する。

#### (2) その他所要の改正

ア 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）の一部改正に伴い、法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定（接道に関する特例認定）に要する申請書の様式が同省令で規定されたことに伴う所要の改正

イ 特定建築物の定期調査報告における添付書類の見直し

### 3 施行日

令和 7 年 7 月 1 日外



茨城県規則第 50 号

茨城県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 4 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

茨城県建築基準法等施行細則（昭和 45 年茨城県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「知事が別に定める定期調査表（建築設備），付近見取図及び配置図」を「付近見取図」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目，方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）第 2 の規定により付加する法第 12 条第 1 項の規定による調査の項目，方法及び結果の判定基準は，次の表のとおりとする。

	調 査 項 目	調 査 方 法	結果の判定基準	
1	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		扉，枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形，損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
		固定の状況	目視等により確認する。	扉が開放状態に固定されていること。
		人の通行の用に供する部分に設ける防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間を測定し，扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに，必要に応じて閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和 48 年建設省告示第 2563 号）第 1 第 1 号の規定に適合しないこと。
2	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。

3	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
4	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
		特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
5	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
6	給排水設備	機器、配管及び水槽類の腐食及び漏水の状況	目視等により確認する。	機器、配管又は水槽類の腐食又は漏水があること。
7	電気配線	電気配線の状況	目視等により確認し、必要に応じて通電状況を確認する。	断線露出等の危険箇所があること。
8	冷暖房設備	機器及び配管の腐食及び漏水の状況	各階の主要な冷暖房設備を目視等により確認し、必要に応じて作動状況を確認する。	機器又は配管の腐食又は漏水があること。
9	ボイラー設備	機器及び配管の腐食及び油漏れの状況	目視等により確認し、必要に応じて作動状況を確認する。	機器又は配管の腐食又は油漏れがあること。
10	浄化槽	浄化槽の維持管理状況	目視等により確認並びに清掃及び点検記録を確認する。	清掃又は点検が行われていないこと。

第13条の2第2項の表中「、法第43条第2項第1号」を削る。

付 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第13条の2第2項の表の改正規定は、公布の日から施行する。